

平成23年1月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成23年1月28日（金） 午前9時30分

2 出席委員

森 武 洋	委員長
三 塚 勉	委員
齋 藤 道 子	委員
三 浦 溥太郎	委員
永 妻 和 子	委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	原 田 惠 次
管理部総務課長	秋 本 丈 仁
管理部教育政策担当課長	大 川 佳 久
管理部教職員課長	高 橋 淳 一
管理部学校管理課長	藤 田 裕 行
生涯学習部長	外 川 昌 宏
生涯学習部生涯学習課長	平 澤 和 宏
生涯学習部学校教育課長	中 山 俊 史
生涯学習部学校保健課長	飯 島 幸 夫
生涯学習部スポーツ課長	伊 藤 学
教育研究所長	阿 部 優 子
教育情報担当課長	野 間 俊 行
中央図書館長	根 本 博 行
博物館運営課長	横 山 治 久
美術館運営課長	石 渡 尚

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に永妻委員を指名した。

- 議案第2号及び議案第3号は、今後市長が議会に提出する案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告
前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは、平成22年12月11日から本日までの主な所管事項についてご報告させていただきます。

はじめに、「第21回 横須賀市読書感想画展」についてです。

この展示会は1月6日から1月11日の期間で、横須賀市文化会館で開催されました。読書の感動を絵画で表現することを通じて、子どもたちの読書力、表現力を養うことを目的として実施しております。いずれも、児童・生徒が読書の感動を絵画で表現した個性的な作品で、大変素晴らしいものでございました。

続きまして、「平成22年度横須賀市児童生徒書写作品展」の開催についてです。

この作品展は、1月14日から1月18日の期間で、こちらも横須賀市文化会館において、児童・生徒の書写力の向上や先生方の指導力の向上を目指して開催されました。市立小・中学校、ろう学校の児童・生徒の書写作品、そして、横須賀総合高等学校の生徒の書道作品を併せて展示することで、国語科書写から芸術科書道へのつながりも大変よく分かりました。約1,000点の作品からは、筆や鉛筆を手にも一生懸命取り組もうとする子どもたちの姿が目には浮かびました。

続きまして、「第63回児童生徒造形作品展」の開催についてです。

この作品展は、1月15日から1月31日の期間で、横須賀美術館に市立学校の児童・生徒の平面作品や立体作品など約3,000点を展示するものです。私も25日に鑑賞させていただきましたが、子どもたちの意欲的な表現や、自分らしい工夫の成果を感じる作品について感動を憶えました。

最後になりますが、インフルエンザについて報告させていただきます。

インフルエンザに関する状況につきましては、1月18日に初めて発生したことに始まり、昨日現在まで、小学校19校、27クラスで学級閉鎖を行っております。教育委員会といたしましては、1月初旬に消毒薬及びマスクを全校・園に配

布し、可能な限りの感染防止に努めておりますが、拡大の傾向にあります。今後
も児童・生徒の健康観察に努め、学校における感染防止に努力してまいりたいと
考えております。

私からの報告は以上でございます。インフルエンザに関しまして、三浦委員か
ら学校での感染拡大にご意見ございましたらお願いいたします。

(三浦委員)

マスクは皆さんされていると思いますが、手洗いが重要な防止策になってき
ます。それから、意外と知られていないのが、休養や睡眠です。ウィルスのつ
いた手を人の鼻などにもっていくと感染が起きます。病院も院内感染を防ぐた
めに看護師さんが消毒薬を1本持っていますし、それくらい徹底しています。
特に先生方の手にウィルスがついていると大変なことになります。また、感染
しても体力があれば重症化する危険性は低くなります。

日程第1 議案第1号『教育職員手当等支給規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは議案第1号「教育職員手当等支給規則中改正について」をご説明い
たします。

今回、議案として提出させていただきました教育職員手当等支給規則中改正に
つきましては、11月の教育委員会定例会の議案第42号におきまして、「市立高
等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等
に関する条例中改正議案の提出について」の中で、「55歳を超える教育職員の給
与抑制措置」として55歳を超える教育職給料表4級、校長の職にある職員の給
料月額を1.5%減額することについてご承認いただきましたが、これに伴いまし
て、管理職手当につきましても同様の措置を行うために規則を改正するもので
あります。

これは、国家公務員の人事院勧告により、本市一般行政職が55歳を超える職
員の給与及び管理職手当の減額措置を実施することに伴い、当分の間、教育職
員につきましても同様の減額措置を行うために附則に1項を加えるものであり
ます。

なお、施行日は平成23年4月1日といたします。

以上で説明を終えさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第1号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『平成23年度中学校の学校選択制における選択結果について』

（教育政策担当課長）

報告事項（1）として、平成23年度に中学校へ入学する児童を対象とした、学校選択制における選択結果について、ご報告いたします。お手元の資料の1ページをご覧ください。

学校選択制は、平成15年度に中央ブロックで、平成16年度には中央及び衣笠ブロックで試験的に導入し、平成17年度から全市で実施しています。今回は、全市に導入してから7回目の実施となります。

平成23年度は、対象者3,766人のうち380人、約10%の児童が、他学区の中学校を選択しました。各学校別の選択結果は、1ページにお示した表のとおりとなっています。

当初受入枠を超えて希望者があった学校は、東ブロックの天津中学校、南ブロックの久里浜中学校及び長沢中学校となりました。この3校については、他の学区への変更希望者数を受入枠に上乗せしたことから、最終的に受入枠を超えた学校はありませんでしたので、希望者全員を受け入れることといたしました。従いまして、久里浜中学校の希望者を対象に平成19年度から4年間続けて行っていた抽選は、今年度は行いませんでした。

なお、裏面に参考資料として、平成19年度から22年度までの結果を記載してございますので、後ほどご覧くださるようお願いいたします。

以上で、「平成23年度 中学校の学校選択制における選択結果について」の報告を終わります。

（三塚委員）

受入枠なしの常葉中学校と浦賀中学校なのですが、保護者や生徒、学校から、それに対して意見等はありませんでしたでしょうか。

（教育政策担当課長）

今年度は特に多くの方からの要望等については伺ってございません。

(森武委員長)

今年度は、ご説明にあったとおり、久里浜中学校も上乘せした結果、ぴったり同数で、なんとか抽選がなかったということですが、もし仮に希望者がもう1名でも多かったらやはり抽選をしなければいけないという状況だったのでしょうか。

(教育政策担当課長)

例えば1人、2人の場合ですけれど、学校と相談をさせていただきまして、支障がないという場合には抽選なしに受け入れたことも過去に経緯としてございます。学校と相談をしてなるべく受け入れはしていきたいと考えております。

報告事項(2)『横須賀市教育振興基本計画に係るパブリック・コメント手続の実施について』

(教育政策担当課長)

それでは、報告事項(2)『横須賀市教育振興基本計画に係るパブリック・コメント手続の実施について』、ご報告させていただきます。

横須賀市教育振興基本計画につきましては、11月の教育委員会定例会でご報告させていただいた後、平成22年市議会第4回定例会教育経済常任委員会での報告を経て、現在パブリック・コメント手続を実施しております。

資料をご覧ください。「1 パブリック・コメント手続を実施している案」につきましては、別冊の「横須賀市教育振興基本計画[案] パブリック・コメント用」のとおりでございます。この案は、市議会でのご指摘などを踏まえ、前回報告させていただいた案から一部修正を施したものとなっております。

主な変更点についてのみご説明させていただきます。冊子の7ページをお開きください。「目指す子どもの教育の姿」についてですが、「学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たすとともに、信頼し、協力しながら、横須賀の子どもを育てている」と表現を改めました。これは、学校・家庭・地域がそれぞれ責任を持つということを表現した方が良いという市議会でのご指摘を踏まえて、「役割を果たす」という少し強めの表現を加えたものでございます。

また、戻りまして、1ページ「策定にあたって」から10ページ「重点課題に対応する主な事業」までにつきましては、レイアウトや並び順等を含め全体的

に整理をさせていただきました。主な変更点としては以上でございます。

恐れ入りますが、報告資料にお戻りいただきまして、次に「2 意見提出期間」でございますが、平成23年1月5日（水）から平成23年1月31日（月）までとなっております。

また、「3 意見の提出方法」につきましては、直接持ち込み・郵送・ファクシミリ・電子メールとなっております。直接持ち込みについては、教育委員会総務課のほか、行政センターや市政情報コーナーでも受け付け可能となっております。

「4 意見の概要」でございますが、本日席上に別途配布させていただきました「パブリック・コメント手続で提出された市民意見」という資料をご覧ください。1月5日から1月26日までに提出されました意見ですが、意見提出者1名、意見件数1件でございます。内容については、記載のとおりでございます。まだ1月31日までございますので、引き続き意見の提出をお待ちしたいと思います。

恐れ入りますが、報告資料にお戻りいただきまして、最後に、「5 その他」でございます。現在パブリック・コメント手続を行っている案の作成前にいただいたご意見の反映状況については、別紙「教育振興基本計画（案）パブリック・コメント手続実施前の意見」のとおりとなっておりますので、参考にご覧いただければと思います。

なお、今後のスケジュールについてですが、1月31日（月）まで、引き続きパブリック・コメント手続で市民意見を募集し、提出されたご意見につきまして、本日お出しした資料と同様の形で整理をし、計画案への反映を検討いたします。その後、2月9日（水）に開催する第5回の教育振興基本計画策定検討委員会での審議を経て、最終的な計画案をまとめ、2月18日（金）に開催される教育委員会2月定例会で議案としてご審議いただく予定としております。

以上で、「横須賀市教育振興基本計画に係るパブリック・コメント手続の実施について」の報告を終わらせていただきます。

（齋藤委員）

パブリック・コメントで意見が出されていて、それに対する市の考え方が示されているのですが、ご意見を寄せられた方には、この市の考え方というのは直接何らかの形でお返事をする事となるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

これに限らず市全体で、いただいたご意見について直接その方にお返事するという事は致しませんという前提で実施しております。しかし、全てのご意見が出終わって市の考え方をまとめたものをホームページ等で公表するという事になっておりますので、そちらでご確認いただけたらと考えております。

報告事項（3）『旧坂本小学校の今後の利活用について』

(教育政策担当課長)

報告事項（3）「旧坂本小学校の今後の利活用について」ご報告させていただきます。

坂本町2丁目にございます、旧坂本小学校は、旧坂本小学校と旧青葉小学校の統合に伴い、廃校となった施設ですが、地域からの強い要望により、市としての跡地利用が決まるまでの間、毎年度、協議の上更新する形で、校庭や施設を地域に開放し、使っていただいております。

この旧坂本小学校につきましては、現在、教育財産として、市長の総括のもと教育委員会が管理しておりますが、教育委員会事務局を含む市全体で、貴重な財産である旧坂本小学校の今後の利活用案について検討した結果、本日ご説明する方向性を持って、今後、調整を進めていくこととなりました。

本日は、今後の利活用案の概要についてご報告させていただくとともに、去る1月17日に、地域住民の代表である坂本連合町内会の各会長さんにお集りいただき、利活用案について説明させていただきましたので、併せてその結果につきましてもご報告させていただきます。

なお、本日の説明資料ですが、4ページと6ページの図面を追加した以外は、坂本連合町内会に説明した際に使用したものと同一内容でございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。これまでの経過と現状、課題、そして現在市が考えている今後の利活用案につきましてご説明いたします。

まず、経過と現状についてですが、資料の4ページ、5ページでご説明いたします。恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開き下さい。4ページは、旧坂本小学校の位置図で、5ページはその施設の配置図でございます。

まず、4ページをご覧ください。旧坂本小学校は、現在の桜小学校の位置にあった旧青葉小学校と平成11年4月に統合し、旧坂本小学校の施設に一時的に桜小学校を設置しました。その後、旧青葉小学校の施設改修を行い、翌平成12年3月に現在の桜小学校の校舎へ移転したため、平成12年4月から旧坂本小学校は廃校となっております。

次に、5ページの施設配置図をご覧ください。廃校後は、市としての跡地利用が決まるまでの間、校庭及びオレンジ色の体育館部分につきまして、毎年度、更新する形で地域開放の継続を行うことになり、その後、地域の皆様との協議・調整を経て、平成16年5月からは緑色の特別教室棟も地域開放し、現在に至っております。また、青色の普通教室棟につきましては、教育委員会が倉庫や作業場などで使用しているほか、子どもたちが活動する場として「ゆうゆう坂本」、「坂本学童クラブ」も使用しています。

なお、建物の地震に対する耐震性能についてですが、緑色の特別教室棟は現在の基準の耐震性を有しておりますが、青色の普通教室棟については、耐震性を有しておりません。また、体育館は耐震診断を行っておりませんので、耐震性については未確認となっております。

次に、6ページをお開きください。普通教室棟の現在の利用状況をご説明いたします。1階のオレンジ色の部分は、教育委員会が設置している「ゆうゆう坂本」という不登校の中学生を対象に開設している相談教室です。ここでは、長期間にわたり、中学校を欠席している生徒に対し、個々の実態に応じた取り組みを行い、早期に学校へ復帰できるように支援を行っています。なお、小学生を対象とした相談教室は、本町2丁目にある総合福祉会館内に開設していません。

同じく図面の1階の緑色の部分は、「坂本学童クラブ」が、放課後の児童の居場所として、教育委員会の使用許可を得た上で使用しております。その他、各階の色つきの部屋につきましては、埋蔵文化財の保管庫、図書館図書の本庫、など倉庫や作業場として教育委員会が利用しております。

7ページをご覧ください。特別教室棟の現在の利用状況をご説明いたします。特別教室棟は、すべて地域に開放しております。1階は、調理室と工芸室、2階は多目的室として、地域の皆様を中心に利用していただいております。なお、特別教室棟、体育館及び校庭の地域開放は、坂本連合町内会にお願いし、利用者の調整や施設の管理をしていただいております。

このように、旧坂本小学校につきましては、学校としての役割を終えた後も、地域の皆様のご要望にお応えする形で、引き続き地域開放を行っておりますが、一方で、大きな課題も抱えております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。2の「課題」ですが、大きく2点ございます。1点目は、子どもたちの安全確保についてです。旧坂本小学校の普通教室棟は老朽化が著しく、また、先ほどご説明したとおり、耐震性の確保ができていないため、倉庫としてはまだしも、「ゆうゆう坂本」や「坂本学童クラブ」など、子どもたちが常時活動する場としては、安全性の面で大きな課題があり、出来得る限り早い時期に、安全な施設に移転する必要がございます。

す。

2点目は、横須賀市の財政状況でございます。本市の財政状況は極めて逼迫した状況下であり、毎年度、歳出総額を単年度の歳入で賄うことができず、基金の取り崩しに頼らざるを得ない厳しい状況となっております。これは、市税や地方交付税など根幹となる歳入が減少傾向にあるのに対して、社会保障経費である福祉関係の扶助費など、コントロールの困難な歳出の増加が大きな要因となっております。基金の残高も年々減少し、先行きは大変深刻な状況にあります。市民サービスの維持や増大する福祉予算への対応など、行財政改革による経費の削減と併せて、財源の確保が大きな課題となっております。

これらの安全面、財政面での課題に対応していくため、貴重な財産である旧坂本小学校を有効に活用したいと考え、「3 旧坂本小学校の今後の利活用（案）」に記載の方向性を検討してまいりました。利活用（案）は大きく2点ございまして、1点目は、特別教室棟及び体育館の有効活用でございます。

普通教室棟を使用している「ゆうゆう坂本」、「坂本学童クラブ」を耐震性の確保されている特別教室棟へ移転し、安全性を確保し、また、体育館を「ゆうゆう坂本」の体育施設として使用したいと考えています。なお、「ゆうゆう坂本」につきましては、現在、中学生のみが通級し、小学生は、総合福祉会館内の教室に通級しておりますが、指導上、施設が離れていることによる支障もあるため、これを機に、小・中同じ施設に教室を設置したいと考え、小学生の教室についても、総合福祉会館から特別教室棟に移転したいと考えております。これらに伴いまして、特別教室棟と体育館の地域開放は、停止させていただきたいと考えています。

2点目は、普通教室棟及び校庭部分の売却でございます。老朽化し、かつ、耐震性のない普通教室棟は、使用している倉庫、作業場などを他の公共施設に移転した上で、校庭部分と併せて売却し、市民サービスの維持、増大する福祉予算への対応などのための貴重な財源として、活用させていただきたいと考えています。また、現在は、公有地であるため固定資産税等の税収は市に入りませんが、民間への売却後は、固定資産税等の新たな税収が見込まれ、これらの財源も活用できることとなります。

このように、特別教室棟と体育館は、教育委員会所管の施設として有効に利用し、一方普通教室棟と校庭部分は、民間に売却し、市民サービスの維持、増大する社会保障経費への対応などのための、貴重な財源として活用させていただきたいと考えております。

以上が、検討してまいりました大きな方向性としての「旧坂本小学校の今後の利活用（案）」でございます。

次に、資料の2ページをお開きください。「旧坂本小学校の今後の利活用に関

するスケジュール（案）」についてご説明いたします。利活用（案）につきましては、地域の皆様へご説明をし、調整を図りながら、ご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えておりますが、現時点で、今後このような手順を進めていきたいという大まかなスケジュール案をお示ししてあります。

まず、1月17日、坂本連合町内会の各会長さんへご説明をさせていただきました。その上で、2月以降、地域の皆様や開放利用団体の皆様へ、今後の利活用（案）についてチラシなどでお知らせと、併せて説明会を開催し、ご意見をお伺いしたいと考えています。3月には、市議会に、今後の利活用（案）の内容と、地域の皆様に説明を行っていることを報告いたします。

平成23年度に入りまして、地域の皆様への説明と調整を経て、5月以降に「旧坂本小学校の今後の利活用（案）」を決定したいと考えています。また、今後の利活用（案）が決定された後には、次の段階として、財政部が主体となり、売却等に関する説明会を開催し、売却条件等に関する調整を始めたいと考えています。そして、平成24年3月を目途に、校庭、体育館、特別教室棟の地域開放を停止させていただき、利活用の準備を始めたいと考えています。その上で、平成24年度ですが、4月以降、「ゆうゆう坂本」及び「坂本学童クラブ」の移転に向けた特別教室棟の改修の実施、診断の結果、補強が必要となった場合には、体育館の耐震補強工事、また、売却に向けた諸手続き等を開始したいと考えています。

以上が、現時点で考えております今後のスケジュール（案）でございます。

次に、3ページをご覧ください。「旧坂本小学校使用施設の現行と移行後（案）」についてご説明いたします。旧坂本小学校の地域開放を停止させていただくことにより、現在ご利用いただいている皆さまには、ご不便をおかけすることとなりますが、近隣にも様々な施設がございますので、ぜひ、これらをご利用いただきたいということで、具体的にどのような施設があるかを表した表でございます。

表の上から3段目の「体育館」以降が、現在、地域でお使いいただいている施設に対応した部分でございます。近隣の施設としては、坂本コミュニティセンター、坂本みんなの家（青少年の家）、桜小学校や坂本中学校などの学校施設があります。施設ごとに利用率などの状況は異なりますが、ぜひ、これらの各種施設をご活用いただくことをお願いしたいと考えています。そのためにも、今後、旧坂本小学校をお使いいただいている皆様への情報提供に努めてまいりたいと考えています。

以上が、検討してまいりました、「旧坂本小学校の今後の利活用（案）について」の報告でございます。

次に、去る、1月17日の坂本連合町内への説明会の状況について、口頭でご

報告申し上げます。当日は、8人の町内会長さんにお集りいただき、教育委員会と財政部の職員が説明に当たりました。説明会の趣旨は、旧坂本小学校用地の今後の利活用にあたり、坂本連合町内会所属の各会長さんへ説明を行い、利活用（案）及びスケジュール（案）等へのご理解を求めたものでございます。

当日いただいたご意見をまとめますと、『「ゆうゆう坂本」と「坂本学童クラブ」の特別教室棟への移転はやむを得ないものとするが、校庭等の売却は到底容認できないので、検討し直して欲しい』という厳しいものでありました。その他の主な意見としては、「売却せず、福祉施設として活用するなど、もっと有効な使い道があるのではないか」「売却しても財政的な効果は一過性ではないか」などのご意見や、「近隣の施設としてご利用をお願いした坂本コミュニティセンターについては、高台にあり、高齢者が利用するのは難しいため、使いやすい場所にある旧坂本小学校を残してほしい」というご意見などをいただきました。

今後は、当日いただいたご意見を踏まえ、市役所内で福祉施設などとして旧坂本小学校の利活用を希望する部局がないかどうかの再調査の実施、開放停止後の利用団体の活動場所についてさらに工夫できる点がないかどうかの検討、市の財政状況についてにより丁寧な説明など、再度、坂本連合町内会の皆様にご説明する機会をいただき、ご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えています。

なお、本件につきましては、主に旧坂本小学校の地域開放の停止等については教育委員会、財産の処分等については財政部が主管となります。現時点での地域への説明等は両部局で当たっておりますが、今後、事務が進捗し、売却に関する調整等については、財政部が主体となってまいります。

以上で、「旧坂本小学校の今後の利活用について」の報告を終わります。よろしくお願いたします。

（三浦委員）

体育館の耐震診断はいつ頃実施する予定なのでしょうか。

（教育政策担当課長）

今後の地域との話し合いの状況によりませんが、平成23年度の途中に補正予算という形で組んで実施するか、或いは平成24年度の当初予算で耐震診断の経費を計上して実施するような形で考えております。

（三浦委員）

現在も使用されているのですよね。

(教育政策担当課長)

はい、現在も使用しております。

(三浦委員)

少々心配ですね。

(教育政策担当課長)

基本的には後利用が決まるまでの暫定的な使用ということで耐震診断は実施しておりません。

(学校管理課長)

ただ今のお話ですが、体育館につきましては鉄骨造で昭和 50 年に造られています。もし大きな地震があったとしても、一遍に潰れるということは考えておりませんので、限界までいったときにゆっくり倒れるので避難の時間は確保できるという判断をさせていただいております。

(齋藤委員)

この飛び地は今どのように利用されているのかと、こちらも売却対象なのかをお伺いしたいのですが。

(学校管理課長)

飛び地というのは、当初この学校ができた時にまだ山という状況で、奥に家があるため道路を掘り下げて山を削った部分が一部残って飛び地になったというのが現状なのですが、そこにつきましては山の法地と石垣という状況で、平面的に使用できる場所ではない状況になってはいますが、一体として売却するのか、近隣のお宅にその部分だけ買っていただくか、今その検討をさせていただいているところでございます。

(三塚委員)

「学童クラブ」、「スペースゆうゆう」に通っている児童・生徒数がわかれば教えていただきたいのですが。

(教育政策担当課長)

「学童クラブ」ですが、昨年の 5 月現在で 21 名在籍しています。

(学校教育課長)

「スペースゆうゆう」については、時期的な範囲があるので確定的な数値がお示しできないですが、20名前後となっております。

(三塚委員)

特別教室棟の改修があるということなのですが、改修内容がもしわかれば教えていただきたいのですが。

(学校管理課長)

図面で説明させていただきますと、資料の7ページをご覧くださいなのですが、1階、2階、屋階という形で平面図を作らせていただいております。1階部分につきましては、小学校・中学校の「スペースゆうゆう」で、2階部分の多目的教室と準備室を「学童クラブ」ということで考えています。それぞれ別の入口から入れるようになりますし、トイレも別についていますので大きく錯綜することがないように改修していこうと考えております。

(森武委員長)

現状で、旧坂本小学校の普通教室棟の2教室を中学校の「スペースゆうゆう」教室で使われていると、それを今回1階の2教室を改修するということで、スペース的には問題はないのでしょうか。

(学校教育課長)

下のスペース的なことにつきましては、学校上、特別教室的な部分の教室にそれに準備室を加えて、小学校・中学校それぞれが持っているスペースを共有できることもありますので、活動に支障はないと考えております。

(学校管理課長)

資料の6、7ページの図面なのですが、1ページに収まるように作成している関係で縮尺が大きく異なっておりますので、1階の特別教室棟は4教室分の大きさになっておりますので、実際には今の2倍の面積が確保できると考えています。

(森武委員長)

「学童クラブ」というのは主に桜小学校の児童が通われていると思いますが、桜小学校学区内には学童クラブは旧坂本小学校の所しかないのでしょうか。

(教育政策担当課長)

今、手元に学童クラブの一覧がないのですが、坂本という地域にはこちらしかありません。

(森武委員長)

そうしますと、本来であれば桜小学校に空き教室があつてそちらをお貸しできるのであれば保護者の方からすると便利で、新しく改修する方は別の目的で利用できるということになると思うのですが、そのあたりは事情があるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

桜小学校の教室の使用状況から、現状では教室の提供は困難であります。

報告事項(4)『第65回市民駅伝競走大会の開催結果について』

報告事項(5)『第65回三浦半島県下駅伝競走大会の開催結果について』
を一括して聴取することを宣言

(スポーツ課長)

それではスポーツ課から、「第65回市民駅伝競走大会」及び「第65回三浦半島県下駅伝競走大会」の開催結果についての報告をさせていただきます。

最初に、「第65回市民駅伝競走大会」についての報告からさせていただきます。本大会は予定どおり平成22年12月12日(日)に実施いたしました。スタート時刻も予定どおりの9時30分で行いました。当日は天気もよく、微風という恵まれた条件の中で開催することができました。コースは神明橋を出発し、くりはま花の国、南処理工場、神明中学校周辺を6区に分けて周回しゴールする全長17.1kmで行います。

今回は、一般Aの部、これは男子又は男女混成チームで競技者の年齢制限の無い種別になりますが、こちらが50チーム、一般Bの部、こちらは男子又は男女混成チームで競技者全員が30歳以上の種別になりますが、こちらが17チーム、女子の部が6チームで、合計73チームのご参加をいただきました。

大会役員は、主管していただいております横須賀市陸上競技協会を中心に市民のボランティア役員も含めまして総勢90名で行います。

上位に入賞されましたチームは、資料の「(4)大会結果」に記載のとおりであります。選手は、コース沿道の温かい声援に包まれながら、どちらかというところの大会は和気あいあいとした雰囲気がありますが、71チームが無事に完

走されましたことをご報告させていただきます。

続きまして、「第 65 回三浦半島県下駅伝競走大会」の開催結果の報告をさせていただきます。本大会は、教育委員会が市及び市陸上競技協会と共催で開催している大会でございます。こちらも予定どおり 1 月 16 日（日）に実施いたしました。当日は天気もよく、微風という恵まれた条件の中で開催することができました。コースは横須賀アリーナを午前 9 時 30 分に出発し、池上から葉山、長坂、三崎口、引橋を経由して三浦海岸、野比海岸を通り、横須賀総合高校陸上競技場でゴールする 5 区間、全長 37.045 km のコースでございます。

今回は、第 3 中継所の変更をいたしました。昨年度までは第 3 中継所は京浜急行電鉄の三崎口駅前ロータリー内でありましたが、選手の安全性と公共交通機関へ影響を考慮し、約 400 メートル先に新しくできました三浦スポーツ公園前に変更いたしました。また、今回は、第 1 部、市町村対抗の部 10 チーム、第 2 部、高等学校等の部 6 チームの合計 16 チームのご参加をいただきました。

大会役員は総勢 396 名でございます。この内、特に横須賀市体育指導委員には、176 名の方に主に沿道の走路員としてご支援いただきました。

結果は、市町村対抗の部である第 1 部では、横須賀市 A チームが 1 時間 56 分 27 秒で 3 年ぶり 5 回目の優勝を飾りました。また、高等学校等を対象とした第 2 部では、1 時間 56 分 42 秒で鎌倉学園高等学校が初優勝いたしました。

16 チームの選手たちは、鮮やかな富士山と美しい海岸線や緑に包まれたコースの景観を味わいながら、また、コースを沿道のあたたかい声援を受けながら懸命に走り抜け、見事ゴールいたしました。

教育委員の皆様には当日もご声援いただくなど、ご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げながら、大会の報告とさせていただきます。

(質問なし)

(理事者報告)

(学校管理課長)

諏訪小学校新築工事現場における不発弾発見について、資料はございませんが口頭で、ご報告させていただきます。

今月、1 月 12 日午前 9 時 30 分頃、諏訪小学校新築工事の準備工事として、敷地内に埋設してある非常用飲料水 100 トンタンクの移設工事のための掘削中に、深さ 4 m50cm の所から作業員が砲弾様の物を発見し、警察に通報いたしました。警察の判断により、特別な振動を与えない限り爆発の恐れはないというこ

とでしたが、常葉中学校と諏訪小学校のグラウンドでの授業は行わないよう指示がありましたので、両校の体育授業を急遽体育館等で行うよう変更いたしました。

その後、県警本部から爆発物の専門家が到着し、旧日本軍の長さ35cm直径15cmの未使用砲弾と判断いたしまして、陸上自衛隊朝霞駐屯地に処理隊の要請がなされました。到着した処理隊により午後2時8分に現地から朝霞駐屯地に向け専用車両で搬出されました。

常葉中学校では自衛隊の処理と部活動の開始時刻が重なったため、当日の部活動を中止し、生徒を帰宅させました。

教育委員会の対応としては、発見当日より17日まで工事を中断し、金属探知機の手配を行い、今後の工事における安全の確保に努めることとし、発見翌日の13日には常葉中学校、諏訪小学校両校において、児童、生徒を通じ、保護者あてに未使用砲弾発見から処理までの経緯と今後の安全対策について、文書でお知らせしています。

その後、工事を再開したところ、1月19日午前10時00分頃、1発目の砲弾発見場所から約1m離れた所から長さ65cm直径10mの砲弾様の物を金属探知機により発見し、警察に通報いたしました。

警察の判断により、学校に対し、前回と同じ対応をいたしました。県警本部から爆発物の専門家が到着し、旧日本軍訓練用の高射砲砲弾であり、火薬も入っていなかったため、警察により午後12時5分撤去を完了しました。

発見場所は、はぐくみ館寄りの海岸通りの道路境界線付近であり、昭和20年終戦当時、現在は埋め立てられている小川港から旧軍が使用していたと思われる、小さな入り江があった場所であり、同じ場所から金属探知機での調査により、他にも砲弾の薬きょうや鉄板片などが多く出ているため、当時、旧軍が不要なものを入り江に投棄した後に、埋め立てられたものと思われます。

今後も、この付近の工事に際しては、安全には十分配慮し、工事を進めてまいります。

以上で報告は終わります。

(質問なし)

(学校教育課長)

神明小学校における火災について、資料はございませんが口頭でご報告させていただきます。

神明小学校の火災につきましては、1月24日午後3時30分ごろ、神明小学校3階、6年3組の教室等3か所から発火したものでございます。

状況でございますが、児童全員の下校確認をした後、職員が校内研修を実施していた際に火災報知機が鳴り、現場に駆け付けたところ、廊下、教室後のロッカー、担任の机の3か所で火の手がありました。119番通報する一方で消火活動を行い、駆けつけた職員が消し止めました。この火災によるけが人はございません。

被害の概要ですが、まず廊下については壁に掲示されていた児童の作品、壁紙、廊下の床、ガラス等に被害が出ました。ロッカーについては個人のロッカー2か所が主に焼けており、絵の具セット、習字セット、体操服等に被害が出ました。また、担任の机の上では児童との交換日記や算数のプリントが焼け焦げております。

鎮火後、消防、警察による現場検証が行われました。出火原因等については、現在、警察で調査中でございます。

学校につきましては、当該6年3組の教室が使用できないため、隣にありました児童活動室に机、いすなどを全て移動し、授業が行える体制を整え、翌25日から通常通り授業を実施しています。また、25日は登校後、全校集会を行い、学校長より火災の状況や今後の生活について話をしたのち、6年生は学年集会を行い、卒業までの2か月の過ごし方について話をしました。子どもたちは真剣に話を聞き、比較的冷静に事実を受け止めていたということでございます。

さらに、25日の夜7時より保護者説明会を行い保護者への状況説明を行うとともに、引き続き当該の6年3組の保護者に対しての説明会を実施しました。保護者からは、「テレビ取材の経緯」や「子どもたちの心が傷つかないようにお願いしたい」という意見が出されました。

今後、学校としましてはパトロール体制を強化すると共に、当該クラスではしばらくの間教師の複数体制をとると共に、個人面談等の実施を予定しています。

教育委員会は、授業再開に向けた取り組みや被害現場の修復、ストーブの移設、教材の補填、警察との連携等について学校と密に連絡を取り合いながら、出来る限り通常の学校生活を送れるような協力体制をとると共に、県教育委員会のご協力もいただきながら、教員の加配が図れるよう検討しております。

また、市内全校に対して「安全管理の徹底について」の通知を出し、火災に対する校内体制の再確認を指示をいたしたところであります。

以上で神明小学校における火災についての報告を終わります。

(質問なし)

(委員質問 なし)

議案第2号及び議案第3号は、今後市長が議会に提案する議案のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成23年1月28日(金) 午前10時52分

横須賀市教育委員会

委員長 森 武 洋